

「県土整備局建築工事積算要領」【新旧対照表】

新	旧
<p>第1編 総則</p>	<p>第1編 総則</p>
(略)	(略)
<p>第2編 共通費</p>	<p>第2編 共通費</p>
(略)	(略)
<p>第3編 単価及び価格</p>	<p>第3編 単価及び価格</p>
<p>1、2、3 (略)</p>	<p>1、2、3 (略)</p>
<p>4 歩掛りについて</p>	<p>4 歩掛りについて</p>
<p>歩掛りの「その他」の率は、<u>中間値+1%</u>を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。</p>	<p>歩掛りの「その他」の率は、<u>中間値</u>を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。</p>
<p>第4編 特別事項</p>	<p>第4編 特別事項</p>
(略)	(略)
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p>
<p>2 この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>2 この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p>
<p>3 この要領は、平成27年7月1日から施行する。</p>	<p>3 この要領は、平成27年7月1日から施行する。</p>
<p>4 この要領は、平成28年6月1日から施行する。</p>	<p>4 この要領は、平成28年6月1日から施行する。</p>
<p>5 この要領は、平成28年12月13日から施行する。</p>	<p>5 この要領は、平成28年12月13日から施行する。</p>
<p>6 この要領は、平成29年2月1日から施行する。</p>	<p>6 この要領は、平成29年2月1日から施行する。</p>

新	旧
<p>7 この要領は、平成29年7月1日から施行する。</p> <p>8 この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>9 この要領は、令和2年7月1日から施行する。</p> <p>10 この要領は、令和3年7月1日から施行する。</p> <p><u>11 この要領は、令和5年7月1日から施行する。</u></p>	<p>7 この要領は、平成29年7月1日から施行する。</p> <p>8 この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>9 この要領は、令和2年7月1日から施行する。</p> <p>10 この要領は、令和3年7月1日から施行する。</p>